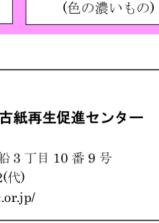
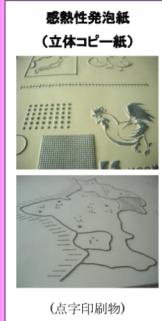


古紙に出してはいけない!! リサイクルできない紙類



(問合せ先)
公益財団法人 古紙再生促進センター
〒104-0042
東京都中央区入船3丁目10番9号
TEL:03-3537-6822(代)
<http://www.prpc.or.jp/>

古紙は分別ルールを守って出してください

● 自治体の古紙分別ルールに従ってください。

家庭から出る古紙は、一般的に新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・雑がみに分け出します。

地域によって分け方が異なりますので、必ずお住まいの自治体の分別ルールを確認してください。



○ 新聞

新聞には新聞折込チラシを入れたままでよい場合が一般的です。

最近は、サンプルが付いた新聞折込チラシが入ることがあります。サンプルは必ず取り外すようにしてください。また、汚れた新聞は入れないでください。

○ 雑誌

雑誌は「綴じられたもの」で、雑誌・書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット・カタログ、案内書など本の形をしたもの)になります。

分別時に雑誌付録は取り外すようにしてください。

○ 段ボール

別別時に宅配便の伝票などは個人情報を守ることにもなりますので取り外すようにしてください。

輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱にはワックスが塗られた段ボール(ろう(無)段)がありますので、段ボールに混ぜないで可燃物に出してください。

○ 飲料用紙パック

お酒のパックのように内側にアルミが使われているものは出せません。

○ 雜がみ

雑がみは新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の投込チラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱(お菓子やおもちゃの箱)などの紙類になります。

別別時に、カバンや靴などの詰物(緩衝材)、昇華転写紙(アイロンプリント紙)、感熱性発泡紙(立体コピー紙)、食品や臭いが付着しているもの、金紙・銀紙が使用されているもの、レシート、シール、プラスチックとの複合素材の製品は、雑がみに混ぜないで可燃物に出してください。

古紙に出さないでください

禁忌品名称	リサイクルできない理由	注意点、使用例など
カバンや靴などの詰物 (使用済み昇華転写紙)	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。 ・詰物(緩衝材)が使用済み昇華転写紙かどうかを見た目では判断が難しいため、すべて可燃物に出してください。	
昇華転写紙 (アイロンプリント紙) (染色紙)	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。 ・裁縫用の型紙などに使われています。 ・見分け方は字や絵柄が逆になっています。	
感熱性発泡紙 (立体コピー紙)	・古紙処理工程で取り除けず、製品の表面に凹凸が発生します。 ・主に点字印刷物(図や絵)に使われ、点字冊子に挟み込まれていることがあります。 ・感熱性発泡紙かどうか判断できない時には、可燃物に出してください。	
臭いのついた紙	・古紙処理工程で完全に脱臭することができず、製品に臭いが残ってしまいます。 ・洗剤の箱、線香の箱、香料の箱、芳香紙、石鹼包装紙などがあげられます。	

禁忌品名称	リサイクルできない理由	注意点、使用例など
食品残渣のついた紙	・食品で汚れており、腐敗・異臭などの衛生上の問題があります。	・ビザやケーキの包装箱に食品が付いたもの、ハンバーガーなどを包んだ紙などがあげられます。
汚れた紙	・衛生上の問題があります。	・油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙などがあげられます。
ろう(蠟)段 (ワックス付段ボール)	・ろう(蠟)、ワックスが塗られた段ボールで、古紙処理工程で取り除けず。新しい段ボールに油染みができてしまいます。	・輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱に使われています。
新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類	・製紙原料とならない異物です。	・シャンプーや化粧品サンプルがあげられます。 ・サンプル類は取り外してください。
箔押しされた紙	・古紙処理工程で取り除けず、製品が金属反応を示してしまいます。	・金銀の折り紙などがあげられます。
建材に使用される紙	・製紙原料とならない異物が含まれています。	・壁紙、防水シート、石膏ボードなどがあげられます。
圧着はがき (親展はがき)	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・公共料金の請求書、ダイレクトメールに使われています。
シール 粘着テープ	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・リサイクルできる製品ですが、シールは剥がしてください。
ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙	・紙ではない成分が含まれ、取り除けながらった樹脂片が製品に付着し、印刷不良を引き起します。	・アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパック、ガムの内側の包装紙などがあげられます。
カーボン紙 ノーカーボン紙	・特殊なインクを完全に取り除けず、斑点が製品に現れます。	・複写用紙、伝票類、宅配便の伝票などに使われています。
感熱紙	・特殊なインクを完全に取り除けず、発色して斑点が製品に現れます。	・レシート、ロール状のFAX用紙などがあげられます。
印画紙	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・写真、アルバム、インクジェット用写真用紙などがあげられます。
硫酸紙 (バーーチメント紙)	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・クリッピングシート、中華まん・ケーキ類の底紙、薬包紙などがあげられます。
抄色紙 [®] (判定基準A,Bを除く)	・色が抄き込まれており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色紙、色画用紙などがあげられます。 ※抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク分けを行っていますので製造メーカーのホームページを参照してください。
果物類のクッション材	・色が抄き込まれており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色の濃い果物類のクッション材などがあげられます。
防水加工された紙	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器などがあげられます。
複合材	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・通販用緩衝封筒、繪本型おもちゃなどがあげられます。
紙 製品 で な い も の	不織布	・樹脂繊維でできているものが多く、製紙原料にはなりません。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。
	使い捨ておむつ 生理用品 ベット用トイレシート	・紙おむつには吸収性ポリマーなど紙ではない成分が含まれています。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。
	合成紙 ストーンペーパー	・合成樹脂を主原料としており、製紙工場の機械故障を引き起こします。
	石 ガラス 金属 土砂 木片 布類 プラスチック類	・製紙工場の機械故障を引き起こします。 ・雑誌付録のCD、DVDが外されていなかったり、食器などが包装箱に入ったまま古紙に出されることがあります。